

保護者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1. 保護者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の配置

苦情解決のための第三者委員会（3名）を設け、委嘱した。

第三者委員	…	田中美貴夫（主任）
第三者委員	…	音誠一郎
第三者委員	…	中村みどり
責任者	…	前之園ゆりか（施設長）
担当者	…	田中恵美
担当者	…	馬場江利香
担当者	…	村中雄士

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

◎保護者等から直接苦情があった場合、担当者が苦情を聞き、その場で処理し、
処理できないときは、施設長は、苦情解決第三者委員に通知して、会議を招集する。

◎会議は第三者委員、施設長、担当で構成して合議する。

◎保護者等に対し、合議内容等を回答する。

